

高知市感震ブレーカー設置促進事業費補助金 Q & A

Q 1 感震ブレーカーとは何ですか。

A 地震の揺れを感知して、自動的に電気を止める機器です。
地震のあとに発生する通電火災などの予防に役立ちます。

Q 2 建物すべての電気を遮断するのですか？

A 建物すべての電気を遮断します。そのため、医療機器や防犯設備など、災害時においても通電している必要があるものにも影響が出る可能性があります。また、夜間に地震が発生した場合、照明が消えることで避難の妨げになることも考えられます。あわせて、照明器具（足元灯や懐中電灯等）やバッテリー等の備えもご検討ください。

Q 3 どんな機器が補助の対象ですか。

A 補助の対象は、分電盤タイプの感震ブレーカーです。（一般社団法人日本配線システム工業会が定める「感震機能付住宅用分電盤」の規格に適合するもの。）
対象か分からない場合、検討している機器の型番やカタログが分かれば確認できますので、設置前にご相談ください。

Q 4 簡易型の感震ブレーカーは対象になりますか。

A 対象になりません。コンセント型、ばね式、重り式、既存のブレーカーに簡単に取り付けるタイプなどの簡易型は補助対象外です。

Q 5 新築住宅に設置する場合も対象になりますか。

A 対象になります。高知市内に新築する住宅に、分電盤タイプの感震ブレーカーを設置する場合は補助対象です。なお、工事着手前に地域防災推進課に相談してください。

Q 6 すでに住んでいる家に後から取り付ける場合も対象ですか。

A 対象になります。既存住宅への後付け設置も補助対象です。

Q 7 一人で複数の住宅を所有している場合、すべての住宅が補助の対象になりますか。

A 所有者が高知市に住民登録をしており、住宅が高知市内にある場合はすべて補助の対象になります。

Q 8 補助金はいくらですか。

A 機器費用+設置工事費用の範囲内で、上限 10,000 円です。

Q 9 誰でも申請できますか。

A 次の3つの条件をすべて満たす方が対象となります。

- ①高知市に住んでいて、住民登録があること
- ②高知市内の住宅に設置すること
- ③県税と市税を滞納していないこと

Q 10 1つの住宅で何回も申請できますか。

A 1住戸につき1回となります。

Q 11 借家に住んでいますが申請できますか。

A 申請できます。ただし、住宅の所有者又は管理者の承諾が必要になります。

Q 12 アパートやマンションでも申請できますか。

A 申請できます。原則として1住戸ごとに判断します。共同住宅の場合は、設置場所や所有関係が分かる資料等が必要になります。

Q 13 店舗付き住宅でも申請できますか。

A 住宅と店舗の分電盤が別々に設置された場合、住宅分について補助対象となります。住宅と店舗の分電盤が一体の場合も、住宅分として補助対象とします。

Q 14 感震ブレーカーが設置されている家を購入しました。申請はできますか。

A 購入後の申請はできません。この補助金は、事前申請・交付決定後に着手することを前提としています。

Q 15 申請はいつすればいいですか。

A 工事を始める前に申請してください。(新築の場合は、事前にご相談ください。)

Q 16 申請にはどんな書類が必要ですか。

A 主な書類は次のとおりです。

新築住宅：申請書（様式第1号）、確認済証、設置機器のカタログ等、県税・市税の滞納がない証明書

既存住宅：申請書（様式第1号）、申請住宅の所有者又は管理者が確認できる書類の写し、設置予定場所の写真、見積書の写し、県税・市税の滞納がない証明書

※賃貸住宅の場合、申請書（様式第1号）に家主の承諾が必要

※共同住宅等、複数の住戸に設置する場合は住戸数が確認できる書類が必要

※県税・市税の滞納がない証明書の取得場所は【県税】最寄りの県税事務所、【市税】資産税課税務証明係（TEL：088-823-4015）です。

Q17 市税や県税に未納があると申請できませんか。

A 申請できません。市税及び県税を滞納していないことが申請条件となります。

Q18 虚偽の申請を行った場合はどうなりますか。

A 補助金の交付決定が取り消され、交付済みの補助金があれば返還していただきます。申請内容は正確に記載してください。

Q19 工事が終わった後は何をすればいいですか。

A 工事が終わったら、実績報告書を提出していただきます。あわせて、領収書や施工前後の写真などの書類が必要になります。

Q20 実績報告はいつまでに出せばいいですか。

A 原則として、工事完了後 30 日以内、またはその年度の 2 月末日までのいずれか早い日までに提出してください。

Q21 補助金はいつもらえますか。

A 工事完了後に実績報告をしていただき、内容確認後に補助金額を確定し、お支払いします。

Q22 申請した内容を途中で変更できますか。

A 変更する場合は、事前に市の承認が必要です。設置機器を変更する場合、補助対象機器であれば変更可能ですが、コンセントタイプ、簡易タイプへの変更はできません。

Q23 申請後に工事を止めるにはどうすればいいですか。

A 工事を依頼している電気工事業者に連絡し、キャンセルできるか相談してください。その後、すみやかに地域防災推進課（Tel:088-823-9040）まで連絡してください。

Q24 補助を受けたあと、機器を外してもいいですか。

A 補助金を受けて設置した機器は、補助の目的に沿って適切に使っていただく必要があります。一定期間内に撤去や譲渡などを行う場合は、事前に市の承認が必要になります。場合によっては、補助金の返還が必要となります。

Q25 どこに相談すればいいですか。

A 制度内容や申請等に関する相談は地域防災推進課（Tel:088-823-9040）へお願いします。工事に関する相談や見積りの相談については、お近くの電気工事業者へお問い合わせください。なお、近くの電気工事業者が分からない場合は、高知中央電気工事業協同組合（Tel:088-831-7226）へお問い合わせください。